

## 令和 4 年度 (2022 年度) 第二段階申請書

学籍番号 \_\_\_\_\_

第一段階申請受付番号 \_\_\_\_\_

学部・研究科名 \_\_\_\_\_

提出日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 1. 受付期間

2022 年 6 月 6 日～ 2022 年 6 月 17 日 最終日消印有効\*

※郵送で提出する場合の詳しい方法については、申請のしおり又は受理証明の裏面をご確認ください。

## 2. 受付時間

8:45～12:15, 13:15～16:45

受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しません。

## 3. 受付場所

学生支援課奨学支援担当係（全学講義棟 1 号館 1 F 学生センター内）

## 郵 送 先

〒338-8570 さいたま市桜区下大久保 2 5 5

埼玉大学 学務部 学生支援課 奨学支援担当係

## 4. 提出書類

## ① 申請者本人の令和 4 年度所得・課税証明書\*

## ② 家族全員の令和 4 年度所得・課税証明書\*（就学者・就学前児童を除く同一生計の家族全員分）

※市町村により、名称が異なることがあるので注意してください。

※令和 4 年度「市県民税の課税額」と、令和 3 年の「収入」「所得」が記載されているもの。

※無収入の方も必要です。

## ③ 第一段階申請で不備とされた書類

## 5. 注 意

**第二段階申請ができる申請者は第一段階申請をしている申請者のみです。**

※課税証明書が課税額のみ記載される様式だった場合は、所得証明書も併せてご提出ください。

※令和 4 年度課税証明書発行開始日が第二段階申請の受付期間以降になる場合には、二段階申請期間内に「第二段階申請書」、第一段階申請の不備書類(対象者のみ)、及びいつ課税証明書を提出できるか記載したメモ(自由様式)を提出してください。第二段階申請期間内にこれらの書類が提出されなかった場合、第二段階申請をしなかったとみなし、書類不備者として選考から除外します。

※何か特別な理由により課税証明書が発行されない場合は、第二段階申請時に申し出てください。その際、理由を詳細に確認することがあるのでご協力ください。例えば、単に「発行されなかった」では理由としては不十分になります。

※一人暮らし等でさいたま市に居住しているが住民票を移していない方で、住民票のある市町村では証明書が発行できなかった場合、さいたま市で発行できることがあります。